

村は、各単位自治会・
東海村自治会連合会と

「協働の事業」に関する 協定を締結しました！

4月17日、村は村内30の各単位自治会・東海村自治会連合会と「協働の事業」に関する協定を結び、同日、役場で締結式を行いました。

「協働の事業」とは、「各単位自治会・村の連携のもと、地域社会の発展と住民福祉の充実、地域課題の解決に寄与し、村民が主体のまちづくりを協働して推進すること」を目的に行うものです。

昨年度から、各単位自治会や東海村自治会連合会と村が協議を重ね、互いに必要であると認める事業について、協定を締結しました。

今年度の協定では、民生委員・児童委員候補者の推薦に関する業務を含む、8つの事業を継続し、新しく2つの事業(介護予防事業、神楽沢近隣公園整備検討委員会事業)が加わり、1つの事業(阿漕ヶ浦周辺整備構想の推進事業)を廃止しました。

各単位自治会ごとに協定を結ぶ事業は異なっており、最も多い単位自治会では9つの事業について協定が結ばれました。

一定の地域における生活環境の課題解決、または共通利益の実現に向けて、地域を代表しつつ地域の管理にあたる各単位自治会とこの協定を締結したことは、地域住民のみならず、多くの村民に対する公



共の利益につながり、地域のまちづくりを推進するものと考えています。今後も、村は各単位自治会や自治会連合会との協議を行い、事業の見直しを行っていきます。

【平成29年度の協働の事業】

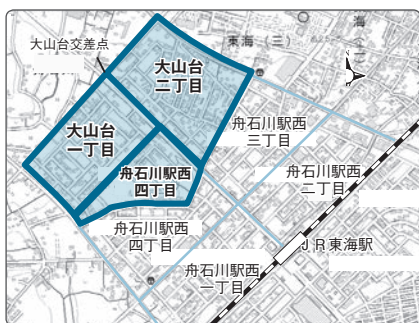
- ①統計調査員運営事業
- ②東海村表彰(善行賞表彰)に関する事業
- ③クリーンアップとうかいキャンペーン事業
- ④緑地保全事業
- ⑤ごみ集積所の設置、管理・運営に関する業務
- ⑥民生委員・児童委員候補者の推薦に関する業務
- ⑦敬老会事業
- ⑧青少年相談員運営事業
- ⑨介護予防事業(新規)
- ⑩神楽沢近隣公園整備検討委員会事業(新規)

なお当日は、併せて「協働の事業」(日本赤十字社、東海村社会福祉協議会、東海村青少年育成東海村民会議)に関する協定も締結され、募金活動等に係る協力が呼び掛けられました。

【問い合わせ】自治推進課自治推進担当(☎282-1711 内線1463)

5月27日
住居表示

新しく住居表示を実施します！



(住居表示実施区域)

5月27日(土)から、左図青枠内(舟石川駅西四丁目、大山台一丁目、大山台二丁目)の住所の表示が住居表示の実施により、「**舟石川駅西四丁目(大山台一丁目、大山台二丁目)〇〇番△△号**」での表示に変わります。



これまで使われてきた住所の表示が新しい表示に変わること、何かとご不便をお掛けしますが、分かりやすく、住みよいまちづくりのために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】住民課住民担当(☎282-1711 内線1125)